

令和 7 年 第 5 回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和 7 年 4 月 1 1 日（金） 午後 3 時 3 4 分～
2. 場 所	にかほ市金浦保健センター 健康指導室
3. 委員総数	1 2 名
4. 出席した委員（1 1 名）	2 番 佐々木鋼記 3 番 加藤朋光 4 番 佐々木純子 5 番 佐々木唯翔 6 番 齋藤一成 7 番 森 孝良 8 番 須藤孝子 9 番 須田 久 10 番 石井智代 11 番 巴 朋之 12 番 遠藤 豊 （傍聴人 推進委員 齋藤 大樹、佐藤 公、佐藤 敏彦、 須藤 正喜、池田 美彦、佐藤 直人、板垣 勝吉、 安倍 俊幸、渡辺 優
5. 欠席した委員（1 名）	1 番 佐藤久美子
6. 総会議長	会長 遠藤 豊
7. 議事録署名委員	2 番 佐々木鋼記 3 番 加藤朋光
8. 出席した事務局職員	事務局長 佐藤孝司 副主幹班長 村上裕子 副主幹 齊藤雄介
9. 議事日程	第 1 議事録署名委員の指名 第 2 会議書記の指名 第 3 会期の決定 第 4 諸般の報告 第 5 議案審議
報告第 5 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知（合意解約）について ・・・【 4 件】
議案第 1 5 号	農地法第 3 条の規定による賃借権設定の件について ・・・【 8 件】

議案第 16 号

農地法第 3 条の規定による所有権移転の件について

・・・【1 件】

議案第 17 号

農用地利用集積等促進計画案に関する承認について

・・・【11 件】

◆事務局長

総会開会前に農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項に基づくにかほ市農地利用最適化推進委員の委嘱状の交付を執り行います。

委嘱状の交付は、お一人ずつ行いますので、名前を読み上げられた方は、その場でご起立の上、にかほ市農業委員会会長より委嘱状の交付を受けてください。

1. 齋藤 大樹 様
2. 佐藤 公 様
3. 佐藤 敏彦 様
4. 須藤 正喜 様
5. 池田 美彦 様
6. 佐藤 直人 様
7. 板垣 勝吉 様
8. 安倍 俊幸 様
9. 渡辺 優 様
10. 須田 淳 様 ※欠席

◆事務局長

ただ今より、令和 7 年第 5 回にかほ市農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(開会 午後 3 時 34 分)

◇会長

まずは、ただ今委嘱状を交付しました農地利用最適化推進委員の皆様、よろしくをお願いいたします。

推進委員の皆様は初めての総会出席ですのでご挨拶いたします。前任の小林豊さんに代わりまして、4 月 2 日の総会で会長に選任されました遠藤豊と申します。

今年は合併 20 周年という年であり、20 年前に農業委員会も合併いたしました。当時の委員は旧象潟町が 9 名、旧金浦町が 5 名、旧仁賀保町が 10 名の計 24 名でありました。

その後、平成 27 年に農業委員会法の改正があり、農業委員だけでなく、農地利用最適化推進委員も選考してくれと国からの指導がありまして、その時から農業委員が 12 名、推進委員が 10 名という今の体制に移いたしました。

農業委員と推進委員は、いわば車の左右の両輪であります。一緒

に回らないことには車は進みません。そういうことでお互いに情報を共有し、それぞれの役割を果たして参りたいと思います。

この後、総会が終わりますと、第1回目の合同会議がありますので、スムーズな進行にご協力をお願いいたします。

◆事務局長

ありがとうございました。

これより議事に移ります。議事の進行は、にかほ市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、会長が議長になりまして進めさせていただきます。会長、よろしくお願いします。

◇議長

それでは、審議に入る前に欠席者を報告します。1番佐藤久美子委員より欠席の届け出がありました。

ただ今の出席委員は、委員総数12名中、11名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたします。

◇議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

2番 佐々木鋼記委員、3番 加藤朋光委員の両名をお願いいたします。

◇議長

日程第2 会議書記を指名いたします。

会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

会議の会期は、本日1日限りと決定することにご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

◇議長

日程第4 諸般の報告

3月27日にJA象潟支店でのJA秋田しんせい西部エリア営農生活振興協議会に会長の代理として私が出席しております。

◇議長

日程第5 議案審議に入ります。

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について を上程します。一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書3ページになります。

報告第5号ー1は、昨年7月の豪雨災害による耕作不便のため解

約するものです。

報告第5号－2と3は、新たに賃借権を設定するため解約するものです。なお、新たな賃借権の設定として、それぞれ議案第17号－1と2へ上程されています。

報告第5号－4は、規模縮小のため解約するものです。

◇議長

報告第5号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等ないようですので、報告第5号については、同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第15号 農地法第3条の規定による賃借権設定の件について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

農業経営基盤強化促進法の改正により、農業委員会を通したいわゆる相対による農用地利用集積計画は、令和7年3月末で廃止されました。4月以降の権利設定は、現行の農地法第3条に基づく申請と農地中間管理機構を介した賃借のどちらかで行うことになります。

これから説明する議案第15号の賃借権設定は、この法改正に伴い、3条契約するものです。

それでは議案第15号を説明いたしますが、主に新規の案件について説明いたします。議案書は4ページからです。

議案第15号－1と2は、受人が同一であり、賃借権の新設であります。実質再設定であります。更新にあたり、受人が親から子に変わるため、新規となっているものであります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりです。

議案第15号－3は、馬場地区内の調整により賃借権を新設するものです。

議案第15号－4は、前川地区内の調整により賃借権を新設するものです。

議案第15号－5は、関地区内でこれまで他の受人が耕作していた農地ですが、受人が引き受けることになったため、賃借権を新設するものです。

議案第15号－6と7は、賃借権の再設定であります。

議案第15号－8は、法人の規模拡大に伴い、院内地区で耕作地を探していたもので、賃借権を新設するものです。

それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

◇議長

議案第15号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇9番
須田委員

同一地域内での賃借であれば特に問題はないのですが、新規で他地域での耕作を希望している案件があります。この方が良いとか悪いとかではないのですが、3月に地域の水利組合の総会に出席したところ、地域では水利の共同作業等、いわゆる普請があるわけですが、他地域からの参入者は普請に参加しないで、農業用水を自由に使っているという苦情を聞きました。

他地域の方が参入することを否定するわけではありませんし、むしろ今の時代、理に適っていると思います。農地を借りた方には、地域の共同作業に参加してもらえよう、契約時点、あるいは申請時点で事務局から声をかけてほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◆村上班長

農地法第3条の申請様式には、耕作者の資格を確認するための項目が多数あり、その中には、地域の共同作業にも協力できるかどうかを確認するための項目があります。3条の許可申請をされる方については、ご理解いただいた上で契約をしていると理解しておりますが、事務局で貸し借りの相談を受ける際には、共同作業についても確認したいと思います。

◇9番
須田委員

地域でトラブルが起きないように、事務局にはお願いしたいと思います。

◇議長

他にご質問、ご意見ございませんか。

◇3番
加藤委員

確認ですが、手続き方法が変わったということですが、5条申請はなくなったのですか。

◆村上班長

今までの利用権設定はなくなりました。賃借権設定と所有権移転は3条の中でやりますし、賃借権設定は3条か機構契約ということになります。5条は転用なので別の申請になります。

◇3 番
加藤委員

わかりました。

◇議長

他にご質問、ご意見ございませんか。

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第15号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第16号 農地法第3条の規定による所有権移転の件について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書8ページになります。

議案第16号は、譲受人がいちじく栽培の用地を拡大したいとの希望があり、売買が成立したことによる所有権移転であります。

◇議長

議案第16号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第16号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第17号は、全て農地中間管理事業を活用した賃借権の設定であります。新規が9件、再設定が2件で、賃借権設定の総面積は69,242.16㎡です。

議案第17号についても主に新規の案件について説明いたしますので、再設定の説明は省略させていただきます。

まず、議案第１７号－１を説明いたします。議案書１０ページになります。

議案第１７号－１は賃借権の新設で、報告第５号にかかる農地があります。新たな受人の契約条件並びに経営状況は、議案に記載のとおりです。

◇議長

議案第１７号－１の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第１７号－１について、原案どおり承認することに賛成する方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

次の議案、議案第１７号－２から４までは、５番 佐々木唯翔委員と関連がございます。農業委員会等に関する法律第３１条及びにかほ市農業委員会会議規則第１８条、議事参与の制限に該当しますので、５番 佐々木唯翔委員は退席願います。

〈５番 佐々木唯翔委員 退席〉 (午後３時５５分)

◇議長

議案第１７号－２から４について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

それでは、議案第１７号－２から４を説明いたします。議案書は１０ページからです。

議案第１７号－２から４までは受人が同一であり、賃借権の新設であります。これまで４の渡人が耕作していましたが、離農することとなったため、自己所有地と併せて耕作していた農地を法人に賃借することにしたものです。議案第１７号－２は報告第５号に係る農地です。

それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

◇議長

議案第１７号－２から４の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第17号-2から4について、原案どおり承認することに賛成する方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

5番 佐々木唯翔委員の入室を許可します。

〈5番 佐々木唯翔委員 着席〉 (午後3時57分)

◇議長

続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長

それでは、議案第17号-5から11を説明いたします。議案書は13ページからです。

議案第17号-5と11は、賃借権の再設定であります。

議案第17号-6から10までは、受人が同一であり、賃借権の新設です。受人がこれまで契約していた農地を機構契約に切り替えたものであります。

それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

◇議長

議案第17号-5から11の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第17号-5から11について、原案どおり承認することに賛成する方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

以上をもって、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもちまして、総会を閉会いたします。皆さん大変ご苦勞様でした。

(閉会 午後3時59分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和7年4月11日

議事録署名委員

総会議長 _____ 会長 _____ 印

委 員 _____ 2 番 _____ 印

委 員 _____ 3 番 _____ 印